第436回山形海区漁業調整委員会議事録

1　日時、場所　令和７年８月５日（火）午後１時30分～同３時50分
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課　３階大会議室

2　報告事項
(1) 火光利用による一本釣漁業の制限に係る委員会指示に関する聞き取り調査の途中経過報告
(2) 明石礁における網使用漁業の操業禁止措置に係る要望に関する協議等の経過と今年度の調査計画について
(3) その他

3　議　事
第１号議案
小型いか釣り漁業の公示について　（諮問）
第２号議案
山形県資源管理方針の変更について　（諮問）
第３号議案
令和７管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定について　（諮問）
第４号議案
新潟・山形・秋田３海区連絡協議会の提出議題について
（新潟、秋田両海区からの照会事項への回答）

4　出席者
山形海区漁業調整委員会

会　　長	加藤　栄	
会長代理	鈴木　重作	
委　　員	田代　善幸、本間　優子、和田　光子	
	齋藤　守、飯塚　厚司	
山形県漁業協同組合	総務部長(兼)指導課長	安藤　大栄
山形県水産研究所	所　長	本登　渉
	研究員	槇　宗一郎

山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課

課　長	加賀山　祐
課長補佐	高橋　伸明
月峯船長	白幡　英樹
機関長	齋藤　勝三
漁業調整主査	伊藤　寛和
山形海区漁業調整委員会事務局　書　記	阿部　幸

5　傍聴者　　なし

6　審議の概要

開　　会

事務局　それでは、これより第436回山形海区漁業調整委員会を開会します。はじめに、本日の委員の出席者は７名であり、委員の過半数の出席をもって成立するとする当委員会規程第７条第１項の要件を満たしていることから、委員会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長より御挨拶をお願いします。

会長　７月、８月と暑さが続き、少し雨が降り暑さが和らいだと感じているが、今日は雨がかなり降り、荒瀬川水域では警戒３の指示が出ていた。明日の天気は今日ほどではないが、雨が降る。荒瀬川水域で去年のようなことが繰り返されることのないことを願う。天候不順ですので漁に出られる方は、夏場だからといって安心せず、安全に操業して欲しい。

今日も暑いなか、報告、議事もかなりあります。効率よく終わりたいと思います。

議事録署名委員の選出

事務局　次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により会長及び会長の指名する２名以上の委員となっております。では、会長、指名をよろしくお願いします。

会長　議事録署名委員には和田委員、齋藤委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同　異議なし

会長　それでは、議事録署名委員は、和田委員、齋藤委員のお二方にお願いします。

事務局　報告及び議事の前に、配布資料の確認をさせていただきます。

出席者名簿ですが本間金弥委員が急遽欠席になっております。

会議資料は委員の方々には事前に送付させていただいた、黒いクリップ止めの資料の次第と出席者名簿、報告事項２と第１号～第４号議案までの資料１～４、それに本日お配りした、報告１と第４号議案の追加資料として資料４-１-２です。

お手元に資料はお揃いでしょうか。不足等ありましたらお知らせください。

では加藤会長、進行をお願いいたします。

４　報告事項

（１）　火光利用による一本釣漁業の制限に係る委員会指示に関する聞き取り調査の途中経過報告

議長　事務局からお願いします。

伊藤書記　御説明いたします。お手元の報告１の資料を御覧ください。

火光利用による一本釣漁業の制限に係る委員会指示について、聞き取り調査の途中経過の報告となります。１の概要について、令和６年１月に５トン以上の船舶の漁業者から、トン数制限の撤廃の要望がありました。この要望に関して、４月に開催された第434回海区漁業調整委員会において、漁業者間のトラブルを未然に防止し、資源に影響がでないようにするため、トン数制限の見直しと併せて、操業区域や操業期間の制限を設けることを検討し、漁業種類ごとに意見を聞くことになりました。本日は、その聞き取り調査の途中経過について御報告し、課題等について委員の皆様から御意見をお聞ききしたい。

それでは、２の漁業種類ごとの聞き取り調査の途中経過の報告です。先月の令和７年７月15日に県漁協さんの由良総括支所と本所で、聞き取りを行いました。今回の対象となる漁業者は、３月の意見交換会において、意見聴取の要望のあった刺し網漁業者さんに聞き取りを行いました。現在、５トン以上の船舶が火光釣りを行うことができる海域がないことから、どこかでラインを引くことができないか、県漁協さんとも相談の上、５トン以上の船舶による火光釣りは、共同漁業権外を操業区域としてはどうかということを事務局から提案させていただきました。それに対する各地区の主な意見を御紹介します。

まず、由良総括支所での意見です。由良地区の刺し網漁業者からは、結論として、５トン以上の船舶による火光釣りは反対という意見でした。理由として、ルールが守れられない、あまだい刺し網漁業に影響がある、火光釣りにより、朝方仕掛けを入れる船は魚が獲れなくなるなどの理由により反対という意見です。

次に本所での意見報告です。酒田地区では、５トン以上の船舶による火光釣りを認めても良いが、罰則を設けて、ルールを守らせる必要があるとの意見でした。火光釣りを知事許可化して、罰則規定を設けるべきとの意見もありました。酒田地区では決まりを守り、罰則で対応するのであれば、認めても良いという意見がほとんどでした。

主な意見については、以上です。海区事務局では、刺し網漁業者の御意見等を踏まえ、３の課題として、整理しました。

漁業者の皆さんから御意見をお伺いして、委員会指示の見直しのネックとなっているのが、ルールが守られないことと感じました。そのため、ルール遵守の徹底及び違反した場合の対応が課題であると考えています。

事務局としては、この課題に対して、４の今後の対応案として、事務局案はまずは引き続き漁業種類ごとに意見を聞いていくとともに、ルールを遵守させる方法及び違反した場合の対応について、検討していきます。報告は以上です。

議長　火光に対する委員会指示の見直しを検討するという過程の中で、事務局が色々な漁業者の意見を聞いているところです。前回もあったがその後の調査結果の報告です。

ただ今の報告に対して、何か御質問、御意見等はありませんか。

私から一つ質問です。ルールを守るとか罰則定めるなど、意見があるようですが、どういうルールなのか。光力の問題なのか、エリアを定めた時にエリアの問題なのか、

どういうことを想定しているのか。少し抽象的なので、より強い規制をかけるにしても、どこにかけるのか分かりにくい。

伊藤書記　火光釣りの委員会指示が守られていない。それについての不満などもある。

安藤部長　ルールについて、火光の光力、漁業者、作業員は当然一人で行く漁業ですが、２人から３人乗っている船が想定された。

議長　火光利用の一本釣りは２人で行ってはいけないのか。

安藤部長　漁業者間の取り決め事項として、規制ではなくローカルルールで基本的には一人です。

議長　委員会指示ではなく委員会指示に関する内部ルールですね。それを守らない人がいる。知らなかったが、内部ルールとして１隻に一人というルールがあるのですね。

本間（優）委員　５トン以上の船舶は何隻いるのか。これを受け入れる場合、山形県だけなのか、県外からも受け入れるのか。

安藤部長　小型船で遊漁船を含む５トン以上の底曳きやイカ釣りの方もいる。はっきりとした数字はわからないが概算で50隻前後だと思う。調べてみる。

議長　底曳き、イカ釣り、一番多いのは何か。

安藤部長　底曳きです。

飯塚委員　今の話で、イカ釣りの県外船が入っていますが、それはどういった考えなのか。同じ扱いなのか。県外船は入れないのか、どういった考えなのか。

伊藤書記　県外船についてどうするかは、まだはっきりと決めてはいないが県内船を考えている。

議長　当面は県内船を考えているということですね。他にありませんか。

意見によってはエリアを限定するとか、期間を限定するなど色々な意見が出ているので、それを集約するのが難しそうです。今回の報告分、これまでの報告分を踏まえて、５トン以上に条件を付けて開放して良いという意見がどちらかというと多いのか。聞き取りの感触としてどうなのか。

伊藤書記　酒田地区では開放して良いという意見。南側のエリアは反対という意見が多い。

議長　地域差がある。

齋藤委員　先日、由良で火光釣りをしている人たちが集まったが、その方々に聞いてきたが、由良の第三号海区は刺し網、縄も含め、簡単に言えば反対だ、と言うこと。もし撤廃するのであれば第三号海区には入ってこないで欲しい。他の海区でやって欲しい。第三号海区には絶対入って欲しくない、ということを取りまとめたので言って欲しいと言われたので、報告します。

第三号海区の中で操業している船の中には　第三号海区以外で操業して欲しい。例えば飛島とか酒田地区など。酒田の中ではやって構わない。第三号海区には入ってこないで欲しい、という意見の集約だそうです。

議長　４つの海共ごとに違うルールがあって良いのではないかという意見ですね。

齋藤委員　そうです。どうしてもやりたいのであれば。ただ山形県全体で取りまとめるともっと意見が出ると思う。

議長　まだまだ調査中で、色々な意見も出ると思うが、現在調査中で今日の報告によって方向性は決められないので、あくまでも報告事項として承っておきますが、まだまだ出てこない意見もあるみたいですので。より精密な調査をしていく。

では報告事項として御了承願います。

（２）明石礁における網使用漁業の操業禁止措置に係る要望に関する協議等の経過と今年度の調査計画について

事務局　平成19年以降、当海区委員会で協議してきているものの、未だに出口の見えない問題に「明石礁問題」があります。

本委員会を開催するにあたり、水研から今年度の調査計画を報告したいとの申し出があったので、今年の４月に委員の改選があり、この問題を御存じない委員もおられますので、事務局でこれまでの経過を簡単にまとめたものが報告-２の１枚目の表、裏です。表側の上に年月日と機関名が書いてあります。裏面の上から６行目が空欄になっておりますが、そこまでが水研で作成したもの、それ以降が事務局で付け加えた部分になります。なお、水研作成の部分を含め委員の改選時期を≪≫書きで表に入れ込みました。

その経過ですが、現会長代理である鈴木重作氏が山形県漁協青壮年部連絡協議会の会長だった平成19年10月に、〈参考－１〉のような要望書を海区委員会に提出したことが始まりとなります。

要望について直後の委員会に報告され、その次の委員会で対応を協議し、状況を調査しその結果により方針を立てることになりました。それを受け、最上丸や月峯でROVを使って状況を把握するための調査を行いましたが、当時のROVは操作性が悪く、致命的な欠陥として位置情報が取れず、方針を立てるまでの状況把握が出来ませんでした。

その後、度々委員会で協議されましたが、有効な手立てを講ずるには至りませんでした。そんな中で平成30年３月に「明石礁の利用と保全に関する協定」が締結され、明石礁の上半分の区域が底びき網の操業区域から外れることになりました。その協定が〈参考－２〉の資料になります。

その後、事態が大きく前進したのが、水研による調査です。新しい最上丸が竣工し機能がアップしたROVや他の有用な装備も加わり、これまでの調査とは比較にならないほどのデータが得られるようになりました。後ほど水研の担当者から今年度の計画とともにこれまでの調査結果の概要報告があると思いますので、委員の皆様には、それらを参考にして今後の方向性などについて御検討いただければと思います。

表の方は大分端折りましたが、私の方からは以上です。引き続き水研の槇研究員に説明をお願いします。

槇研究員　この調査を担当して６年目になります。最上丸が新しくなり色々な調査が出来るようになり、これまで色々な調査を組んできました。今年も９月にメインの調査を組んでいます。これまでの調査計画の概要とこれまでの結果の概要について簡単に説明させていただきます。

７年度の調査計画につきまして、調査予算の縮小があり、内容を一部変更しています。これまで魚群分布調査、大型海藻植生、海藻被度調査、光量調査を組んできました。魚群分布調査と大型海藻植生は令和３年度から、海藻被度調査と光量調査は令和５年度から実施してきましたが、魚群分布調査を取り止めて、本年度は他の３つの調査を計画しています。大型海藻植生、地形調査に関しては９地点から６地点に減らし、海藻被度調査に関しては、撮影時間を短縮します。光量調査に関しては他の調査に合わせて行います。下にタイムスケジュールを入れてあります。昨年の調査でROVが故障したこともあり、７月まで修理がかかりやっと調査できる態勢が整ったところです。４月からは海洋環境情報の収集ということで、光量調査にあたるところが毎月実施しているところです。９月に海藻地形調査を実施します。11月、12月に、実施した調査のデータ解析を行い、年度末の海区委員会に結果を報告する予定です。

細かい内容について次のページから説明します。大型海藻植生、地形調査について、６地点をROVで海底付近の様子の撮影を予定しています。地図のうちAからＪまでありましたが、その内ABFGHIの地点に絞り、×のついている所は、今年度調査は行わない予定です。６地点は全て大型海藻が確認されている所で、海藻が生えている所の変化を引き続きモニタリングするためにこの６地点を残しました。

大型海藻被度調査に関してですが、明石礁で大型海藻が確認されている水深は、33メートル付近の浅い所です。図でいうと白く縁どられている所が大型海藻が生えているであろう区域です。その内北部、中部、南部の地点に100メートル×100メートルの調査区域を設定して、そこにROVと50センチの方形枠を組み合わせたコドラートを降ろし、枠の中にどのくらい大型海藻が生えているかを見ます。海底が海藻でどのくらい覆われているのか、被度を算出して各海域の被度の違いの調査を予定しています。

次に光量調査です。こちらに関しては北部、中部、南部において大型海藻の粗密度の違いが、光量などの自然要因によるものなのかどうかを検討するための調査と

しています。図中の星マークは、全部で８つの地点の照度、透明度、濁度、水温、塩分といった、環境データを観測して環境データによる、海藻の生え方をモニタリングするための調査になっています。

これまでが７年度の調査計画に関する説明でしたが、昨年までの結果について簡単に説明します。魚群の分布調査になります。最上丸に、計量魚群探知機、魚の量を計ることができるものが装備されていて、明石礁のどこに、どのくらいの魚がいるのかを図に落とし込んだものになります。令和３年から続いていますが、傾向として、年別、水深別の反応量を見ています。いずれも浅い所で反応が多いという結果でした。右下は区域別の反応量で、それぞれ色枠で囲った区域、青色が底曳き禁止、赤色がごち網禁止、黄色がごち網だけ禁止されている所で、灰色が禁止区域外でそれぞれの区域別の反応量を出した結果です。これに関しては禁止区域外よりも区域内のほうが、反応がありました。

出現した魚群に関するデータです。出現回数が多い魚種はスズメダイ、ウマズラハギ、ベラ科魚類です。これまでの調査では同様の結果が続いていました。撮影は、概ね水深20メートル後半から40メートル付近で行われましたが、各魚種、魚群が確認されました。

次が植生地形調査ですが、特に大型海藻が生えているABFGHIの令和３年からの生え方を並べて比較しました。いずれの年も水深33メートル以浅に大型海藻が生えていました。北部のABCのあたりがやや大型海藻が少ない。それに比べると、中部、南部に海藻が多い結果でした。

それと放置漁具がこれまでの調査では確認されたという報告はありません。

次に被度調査です。令和５年、６年と実施しています。それぞれの調査区域の中の被度の割合を示したものです。左下、被度階級、何パーセント海藻で海底が覆われていたかという所で階級をつけて、それぞれグラフで出しました。令和５年、令和６年いずれに関しても北部について中、南部よりも被度は低いほうにピークが来るという結果が出ています。

最後に、環境測定、光量調査で得られた結果が、水温、塩分、濁度の結果をおおよそ示している。水温、塩分に関しては地点ごとにあまり変わりない。光量のデータに関してはまだ解析の余地がありそうで、現時点では分かっていません。

議長　ただ今の報告に対して、何か御質問、御意見等はありませんか。

大もとの漁青連の要望事項は明石礁全体が対象ですよね。最近の調査はどちらかというと、ごち網、底曳きの禁止区域あたりが中心で、さらに言えば、植生に関して、ごち網が禁止で底曳きが曳いている所がポイントになっている。この問題が長くなり経過が分からなくなっているが本来、明石礁全体の問題、植生の問題ではなく、漁場破壊、放置漁具などの要望調査だったが、徐々に調査ポイントが狭まっていったのはどういった経緯なのか。

最初は底曳きが曳くことで岩礁が削られていくのではないか。網で海藻を削っているのではないかなどの調査だったが、最近は海藻の植生の調査がメインになってきているように感じるが、どのあたりから海藻に着目をするようになってきたのか。

槇研究員　もともと定点を設定した理由は、月峯や前の最上丸で調査した海域のデータをもとにまずその付近に定点を設け禁止区域が設定される　前と後のデータを比較するために、モニタリングしていこうというのが考え方にあった。

海藻に集中してきた点に関しては、特に底曳き網漁業が禁止されている区域の外に海藻が生えているところがあったので、そこの議論が盛んに行われていたことから、特にその定点に注力してきたところです。

議長　実際、深度が増すと海藻はまばらになる。明石礁全体の面積の中で、そもそも海藻が生えている面積は何パーセントなのか。あまり多くはないですよ。

槇研究員　被度調査の所を見ていただくと白く縁どられているところが、水深33メートルより浅い所を示していて、これくらいの面積が大型海藻が生えているであろうところです。

議長　水深40メートルだとほとんど海藻は見えないということでしょうか。

槇研究員　40メートル付近にはないです。

議長　明石礁全体だと10から20パーセントくらいでしょうか。

槇研究員　以前海底地形図を最上丸で撮影しましたが、明石礁はそれより南まで広がっている、と（第二十八）廣徳丸さんに聞いたことがある。それを含めるとかなり小さくなる。海底地形図を作図した所でいえば、10パーセントあるかどうか、というところです。

議長　最近、海区委員になった方もいらっしゃるので、これまでの調査の結果で網での漁による漁場の損壊、海藻の被度の減少、放置漁具、それらについて概略お願いします。

槇研究員　岩礁の形状については、以前、明石礁の調査をするにあたって、大瀬のほうも比較対象として調査をしました。比べると明石礁は比較的穏やかな形状をしています。丘のような天然礁です。この海底地形図を見ながら御説明しますと、特に暖色系、赤、黄色、緑にさし掛かる所、水深50メートルより浅い所が、かなり凹凸がある岩礁が複雑に絡んでいる地形をしている。それよりも深い場所になると小石のような砂がある。概ね砂質です。西側でいうと、急峻で、急に沖に行くと深くなる。一番浅い所から行くと丘に向かうと比較的穏やかな傾斜です。

議長　漁具の使用による岩礁の変化はどうですか。

槇研究員　月峯で調査したものと、新船での調査を含め、撮影のデータを見てみると、

網を曳いて削れた跡など、海藻がスポット的に抜ける、ライン状に削れていたということは確認されていません。網が引っ掛かっていてそれに魚がかかっているような、ゴーストフィッシングの現象も確認されていません。

議長　これまでの報告も含め他にありますか。

鈴木会長代理　一番最初の議論は、明石礁の現状がどうなっているか分からなければ議論はできない、と言うことで明石礁の現状を調査しましょうと、始まったのがこの調査です。

調査の結果、地形図を見ました。委員会では、それを見て漁場としての価値を見いだせるのか、という議論があって、分かり易い方法として藻の調査が良いのではないか、と言うことで藻の調査を始めました。

藻の調査をしても漁場の価値が見いだせない。以前会長が漁場に魚がいないのであれば漁場の価値が見いだせない、と意見を出しましたが、いつも言っているが、漁場に魚がいないことで、漁場の価値が見いだせないのであれば、何も委員会で議論する必要もないし、前にも言ったが、要望書を返せば良いのではないか。あくまで漁場を守る事によって、今は魚がいなくとも、将来魚が住み着く可能性がある。次の代の人たちに漁場を残したい。

ここまで、研究所の槙さんも一生懸命データ集めしてくれているが、その報告が今後の明石礁をどうするか、議論をする材料になり得ないのであれば、調査項目を変えてもらうとか、思っているが、いかがでしょうか。

議長　問題は２つに分けて考えるべきだと思っています。一つは漁場としての価値、もう一つは産卵し、稚魚や幼魚が生活できるような場所にする。幼魚が沢山いても獲れないので、幼魚を生産できる場所としての価値はあると思う。

今はほとんど魚の姿が見えないが、以前の映像だと沢山の魚が映っていた。ソイ、アイナメ、タイなど漁業の対象になる魚が多くいた。最近はスズメダイなど食べることの出来ない魚がいて、お金になるような魚がいないという調査結果です。それが将来的にどうなっているか分からないが、魚の再生産する場所としての価値。それと獲るための漁場としての価値。この２つを分けて考えるべきだと思う。

先ほど鈴木会長代理が言った将来のために残す漁場。漁場を残すことは漁をするということ。そこは、網だけなのか、網も縄も入る漁場なのか。この問題は難しい問題で今後調査を継続した場合、当初の要望書に出ていたことについては、なかなか調査では結果が出ない。調査の対象が海藻の育成状況に傾いているが、それが、どのような価値を持つかも検討しなければいけない。

では実際産卵されているのか、稚魚が育っているのか、ということになると、これは普通のカメラでは見えない。危険な行為にはなるが、ダイバーが潜って、産卵されているのか、稚魚がいるのか、稚魚の餌になる細かい甲殻類がいるのかという議論になっていくと思う。

これから明石礁を考える際、漁場としての価値、生物の再生産の場所としての価

値。それをどう見ていくか。そのためにどういう調査が必要なのか。

今までやってきた調査はだいたいが結果、横ばいです。あまり大きな変化がない。つまり漁との相関関係、因果関係が出てこない。これを永遠と続けていくのは、調査にお金がかからないのであれば、いくらでもやって欲しいが、最上丸も忙しい、乗組員だって忙しい、県の予算にも限りがある。

最上丸でやる調査も我々は費用対効果も考える必要があると思う。例えば新しい魚種、漁場、漁法の開拓。特に山形県の既存の漁業は減っている。もちろん資源を回復させて獲ることもあるが、もし未開拓の漁場、魚種があるのであれば、調査、研究をし、良い成果が出たらそれを漁業者に公表していただき、新しい魚種、漁法を開拓していく、ということにもつながる。

最上丸、水産振興課の予算は全漁業者のための予算なので、これからは、いかに効率よく使っていくかを考える時期にきている。この明石礁の調査について、継続する価値はあると思う。頻度、調査項目について見直して、縮小していく。そして大きな変化が見えた時、集中的に再開する。そういったことも考える必要があると思う。新たな魚種、漁法、漁場についてまだ開拓の余地があれば、そういった方面に精力を注いで欲しい。

難しい問題で結論めいたことは言えないが、この調査と最上丸の活用については、山形県の将来の漁業を考えた場合に、最上丸にお願いしなければいけないと思う。

鈴木会長代理　その考えに、さほど異論はないが、一点だけ違う所がある。稚魚や漁場としての価値、分ける必要がある、という話だが、そこは稚魚が育ち、魚が育つ漁場であれば、食物連鎖で大きい魚が居つく場所になるなら、漁場としての価値も見いだせるのではないか。ある程度のエリアを、ごち網や底曳きの人たちに了解をもらい、何年か禁止エリアにしましょうと話をしてきた。

今の話を聞いて調査項目は減らしても良いと思ったが、山形県は漁場が消滅していることを黙認していると思う。本当は明石礁には問題が他にもあると思う。今の調査自体をもっとグレードアップさせて、というが時間の引き延ばしなのではないかと自分は思う。そんなことに18年も時間をかけるのは無駄だと思う。

明石礁をどうするかという議論を真剣にするのは良いと思うが、明石礁の現状が分からないということで調査を依頼した。調査項目を藻に変えて分からないのであれば、調査する必要がないと思うが課長はどう思うか。

加賀山課長　明石礁の禁止エリアの要望を受けて、問題として一番大きいのは後世に引き継ぐ環境を整える。資源量の確保に明石礁を使う。それを踏まえ、明石礁の保全に関する禁止区域を漁青連と底曳網協議会の間で提携したが、その底びき網禁止区域について見直しをしたいというのが鈴木会長代理の漁青連側の要望ですが、それに関して県、海区もですが、立ち会う立場で調整もうまくいっていないが、協定を結んだ者同士話し合いを積極的に、話し合いのテーブルに着くように勧めているが、至ってはいない。鋭意努力しているのが今の立場です。

今鈴木会長代理が訊きたいのは、明石礁をどうするのかという検討をすべきだとい

うことだと思う。この協定の中で、漁青連側と協議会の話し合いを何とかしたいという思いはある。その中でただ禁止という言い方をするのではなく鈴木会長代理が言うとおり、明石礁を守っていくために、どう考えるか、という話に持っていけないかを、考えている。

鈴木会長代理　次回の委員会まで、知事の意見が欲しい。一つはこの問題が18年も続いていることをどう思うか。この問題が長期化している要因として、組織が動いていないと思うが、これをどう思っているのか。次回の委員会まで報告が欲しい。

加賀山課長　約束はできないが、うちの主管課が県庁水産振興課なので話をしてみたいと思う。委員会の総意なら考えるが、個人の意見であれば皆さんで協議して欲しい。

議長　鈴木会長代理に聞きたいが、仮に何年間か漁業を止めて資源が増えるか見たいという気持ちもあるのですね。

　では網も縄も入れません。一切、操業禁止区域にします。それによって魚が増えました。その場合、魚は獲るのでしょうか。それとも永久に獲らないようにしようという考えなのか、どちらですか。

鈴木会長代理　もちろん、いるものは獲る。他の船を否定するわけではないが、ガリガリ網を曳くことで魚がいなくなっていることは分かっている。そこは明石礁から休んでもらい、明石礁から余った分を曳けば良いのではないか。はえ縄やそのほかの人たちで棲み分けをする漁場の利用を考えて欲しい、と言ったら分かるとは言ってくれた。

　漁をしなければ生活はできない。漁場の開発もしたいとも言われた。今後、魚がいなくなり、漁場もなくなり、漁業者もいなくなると。漁場の棲み分け共同利用とか、方法も考えながらやっていく。前提として畑があればと思う。酒田は今度風力(発電設備設置)で共同漁場がなくなる。危機感の中でそういう人たちのためにも、漁場を整備する必要があると思う。

飯塚委員　海区調整委員会のほうで規制をかける。今協定を結んでいるけれども、それで問題があって出てきたのか、それとも底びき網とごち網、操業の仕方は若干違うとしても同じ漁法なのに禁止区域が違うのは利害関係があって底曳船が商売にならないと声が大きくて、このような協定の結び方をしたのではないのかと思っていた。

　今の話では海区で協定として結んだのか。

議長　協定ではなく漁業者間で、さらに禁止区域を広げるような期間限定の協定を結ぶのも方法だと思う。漁業者間の協定のその上をいって委員会指示にすることも、不可能ではない。少し問題はあるが。

　ただ委員会指示にするためには根拠が必要になる。根拠があるのかという調査も兼ねている。委員会指示は根拠がないものは出せない。出したら裁判で負けるからです。合理性がないから。委員会指示だから何でもできるわけではない。漁業者間の協定で

あれば自由です。この問題で私が考えていることはごちの禁止エリアと底曳きの禁止エリアを一致にする事が私は望ましいと思っている。その協定も期間限定もあり得るし、永続的にという考えもある。鈴木会長代理の考えから行くと漁業者間協定を永続的なものとしてやりたい、それがだめなら一定期間そこには網を入れないエリアを作って様子を見ようではないか、ということではないかと思いましたが鈴木会長代理どうでしょうか。

鈴木会長代理　最初はごち網と協議して禁止エリアを作りました。メンバーからある程度拘束力がないといけないのでは、という意見があり、委員会指示にして欲しいという要望を出しました。底曳きの反発もあり元に戻した経緯もあります。その中で答えが出ず、とにかく一か所禁止エリアを作れば良いのではないか。よく分からないエリアのせいなのか、不満が頻繁に出ている。それが大きくはないので、あえて自分が出している。

議長　以前は３艘の船が曳いていたが亡くなった方もいて、現在は２艘になっている。その２艘も、ごち網は曳かないが底曳きは曳いている。そのエリアも商売としては曳いていないという話が聞こえてきている。試験的に調査目的で曳いているという話は聞いている。現在２艘しかないのであればごち網禁止エリアであれば底曳きも禁止にする話し合いをし易い時期にきているのではないか。２艘の船も明確に反対しているような話は聞いていない。

事務局　第二漁吉丸さんも明石礁ではほとんど漁はしていない。柔軟な考え方をしている。福傳丸さんが漁として曳く回数はほとんどないが、いるかもしれない、様子見、試験的な操業をすることが年に何回かあると聞いている。そういった話を第二漁吉丸さんから聞きました。福傳丸さんにも話は持ちかけているのですが、話もさせていただけないのが現状です。

飯塚委員　海区の違いもあるが、ごちも底曳きも同じ漁法だと思うが、禁止エリアが違うことに疑問を感じている。そのあたりを変えてもらう。資源保護のために同じようなやり方をすれば良いと思う。お互いに問題があるのであれば、もう一度海区漁業調整委員会でしっかり決めるのも良いと思う。今のところ大きな問題が出ていないのであれば、今、禁止エリアを同じ範囲にしてもらい、資源保護のため様子見ようと話をするのが先ではいのか。

鈴木会長代理　現在、明石礁を使っているはえ縄、一本釣りは少ない。トラブルは少ない。以前ははえ縄にも不満を言ってくる人もいたが、現在は１名か２名なので問題はあるが沈静化している状況です。沈静化しているからそのままでいいのか。私は違うと思う。

飯塚委員　漁場保護のために、禁止をするという発想も分かるが、海区漁業調整委員会

で決めなければいけないほどには至ってないと思う。現在協定を結んで穏やかに操業しているので、これから先時代の流れで、この先漁師が増えるかどうかも分からない。減ることは想像つくが、その中で検討すれば良いのではないか。今の段階では、底曳きとごちのエリアを一緒にすることが、先でないかと思う。

鈴木会長代理　以前要望書を出したことで、自分の考えも交えて代弁しているが、仮に明石礁を保護区域にすれば、一本釣りやはえ縄もできる。行っても魚がいない。釣れない。だから行かない。実際トラブルはない。

先日、第二漁吉丸に聞いたが、自分は曳かないが、福傳丸が曳いたときに魚がいるか情報をもらい、魚がいれば曳く、いなければ曳かない。だから自分は曳かない。福傳丸は２から３回は曳くであろう、という話でした。

明石礁は漁場としての価値がない幽霊漁場であるのなら、そこを再生してみんなで使える漁場にするのは、どうですか、という考え方。

その前段として禁止エリアを設けて魚が住み着くようなエリア、たぶん今は魚が来ても通過点に過ぎない。そこに住み着けば、住み着いた魚をみんなで分け合う。新規就労者が多くは獲れなくとも、ある程度目途がつくような環境を整備できれば良いと思う。

飯塚委員　大瀬や明石礁にもそのために魚礁を入れてきている。今この明石礁に関しては禁止エリア決めているが、今の段階では法的に海区で決める必要性があるのか。現在禁止区域を決めてお互いにルールを守らないというなら、海区で対処するべきだが、今のところ禁止区域も決まっている。ルール違反をする人はいない。その中で海区委員会として法的効力を持つ取り決めをする必要があるのかと思っている。

保護エリアにすることの必要性は分かるが、お互いの漁業者間で合意し大きな問題もなく上手くいっているのであれば、禁止区域を同じにして様子を見るのが良いのではないか。

鈴木会長代理　この議論をする必要がないのであれば、海区に上がっている要望書を返せば良いと思う。要望書がまだ生きているから議論になる。実際、要望書があるから漁業者から指摘を受けている。

飯塚委員　海区で決めて欲しいということだと思っているが、その意見は多くはない。少数意見です。現状うまくいっているのであれば、このまま穏やかに運ぶことはできないだろうか。

本間（優）委員　確認ですが、（要望書に書いてある）理由の１、２に関しては、協定が結ばれ、いろいろ調査した結果、そういう事象は起きていない。そのことは共通認識ですが、将来的に漁業をしていくためにこれからどうやって残していくかを考えることではないのでしょうか。

毎年、県の調査をしているが、調査結果に差が認められないので、例えば３年に一

度とか５年に一度などこれまでの調査を生かして行くのであれば、毎年の調査費用を別のことに使う。予算も厳しい中で使い方を考え直していくことも必要だと思う。

問題は３番目の今後どうしていくか、という問題。そこに特化して予算を投じていくのであれば、今飯塚委員が言っていた、ごち網と底曳きの区域の違いはどうなのか。

話を聞くと底曳きに支障がないような区域づくりをしたのではないかと感じた。今後のために禁止区域を統一し、毎年でなくても調査をしていけば良いと思う。

議長　委員会指示の構造からすると、例えば一部でもそこで獲りたいといった人がいれば、全面禁止にするためにはそれなりに合理性が必要です。ただし協定があって関係者がみんな合意しているのであれば、因果関係があろうがなかろうが、協定を継続する。

委員会指示は２つの要件がある。何もかにもできるわけではない。それを全員に理解してもらう必要がある。そのうえで何ができるかを考える。因果関係は、前回の調査結果を見ても、はっきり言って難しいです。であればまずは協定でやってもらう。

今ネックになっているのが福傳丸１艘。場合によっては底曳網協議会にかけて福傳丸さんを説得してもらう方法もあるのかと思う。底曳網協議会で対応を検討することはできるでしょうか。

田代委員　私も協定を結ぶときに参加しているが、現在、底曳き、ごち網も２艘しかいない。２艘しかいないのに明石礁には魚がいない。事実上、網が入っていないのに。保護区とは決まっていないが、事実上の保護区になっている。ここを保護区と決めてしまえば、縄も入れなくなるので私としてはできない。

この調査の画像を見ても網が引っかかっているような、そういう現象はない。これで底びき網をやっていて、網が多く残っているような現象もなく、漁場としても荒らされているようには見えない。他に特に違反をするような船もないので、このままの協定で良いと思う。

鈴木会長代理　意見は良く分かるが、反論するわけではないが、今明石礁は、魚が付かない幽霊漁場になっている。底びき網も２艘です、だから規制するのは今ではないか。今２隻から了解をもらえたら、３年でも５年でも禁止区域にできるのではないか。

以前、縄の人達からは、ごち、底曳きを止めるなら了解は取れている。前の話なので代替わりしている船もあるので、分からないが、２，３年漁場を止めて、漁場の価値を取り戻せるか見るべきではないのか。福傳丸とは話をしていないが、第二漁吉丸からは禁止エリアの拡大の了解を得ている。以前、ごち網の禁止エリアがあるが、あれに近い形で禁止エリアを広げてもいいか確認したときに了解を得た。福傳丸に聞いてくれと言われた。

以前は、底曳きが曳けるエリアに魚が移動したときに５隻が順番で曳いていた。それが入らなくなり、自分たちは高みの上で獲っていたが、曳くエリアが中に入り、高みも魚がつかない漁場になった経緯がある。それだけが問題ではないが、禁止エリアを拡大してそこに魚が付いて外に溢れれば、それを獲れば良いと思う。

田代委員　明石礁の話は２艘しかいないので、福傳丸さんと相談する方向性は良いと思う。ただタイも明石礁だけでなく、どこも少ない。明石礁でタイが多く獲れていた時も、同じ場所で、時間待ちをして漁をしていた。11 時を過ぎるとどこから来るのか分からないが、明石礁に流れてきて満船した。常に明石礁にいるわけではなく、11 時、お昼、午後を過ぎると流れてきて、次々と同じ場所で満船になる。

資料の写真も今はタイがいないが、今は 11 時でやろうが２時でやろう同じですが、福傳丸も時間を変えてやっても魚はいない、昔はそうだった。明石礁だからどこでも入ったわけではない。時間帯、場所、通り道だと思う。

議長　　図面でいうとＪ地点の少し上のあたりですよね。

田代委員　Ｊ地点も含む場合もある。

議長　　１日の水揚げが 80 万もいっていたころですよね。

鈴木会長代理　それは、明石礁全体が棲み付く漁場だったからこそ、流れていたので獲れたのだと思う。

議長　福傳丸が良いと言えば、協定は変わらない。福傳丸が鍵を握る。

飯塚委員　あまりにも利害関係が強すぎるから、今まで決まらずに、禁止区域も分かれている。

議長　ごちは曳けないが底曳きが曳けるエリアでシーズンによってオコゼが獲れる。だからごちは曳かないが底曳きは曳く、という話を聞いた。オコゼを市場で見たことはないが田代委員どうでしょうか。

田代委員　場所によって入る場所もあるが、１から２匹程度です。手を刺したりする危険な魚です。

議長　図面でいうとＤの付近ですよね。

田代委員　得意な方がいます。ここはヒラメが付いたりしている。

飯塚委員　確かに保護区域は必要です。一度壊してしまえば魚は戻ってこないことは分かっているが、今のこの明石礁については、穏やかに話をしても良いと思う。問題にするなら、ごちと底曳きのエリアを統一することが先ではないのか。お互い協定を結んでいるところで、決めることだから、海区が口をはさみ問題を投げかけることはないと思う。

鈴木会長代理　漁業者間で話し合うと感情的になる。

齋藤委員　漁業者間で話し合うと埒が明かないので、海区に入ってもらい強制的に物事を決めてもらいたい、ということではないのか。

今年から委員になったが、この問題の経緯は色々な人たちから聞いているが、要するに、今まで、漁をしたために漁場がダメにしてしまった。そこを復活させるために３年から５年漁場を休ませたい。保護区にしたいが、相手もいるので難しいと思う。では海区委員会でどうするのか。結果を見れば藻も生えているし網もない。海区委員会でどう調整するかといえば、これは難しい話だと思う。ただ穏やかに話をするためには、２艘と他の人間を交えて個別に話をするとか、海区委員会でそこを調整することはできないと思う。

飯塚委員　みんなで保護区にしようとするのであればできると思う。ただ利害関係で禁止区域が分かれてしまった。

齋藤委員　禁止区域が分かれたことは確かにおかしい。私は意味も分かるが。海区委員会で、指摘ができないから協定にしたのであって、海区委員会では、指摘できる話ではないと思う。

議長　因果関係とか、合理性がなければ強制的にはできない。だから何とか協定で話し合い禁止エリアを拡張できないか、という話になっている。

鈴木会長代理　色々な委員会指示があるがなぜ指示ができるのか。

議長　それは合理性があるから、つまりそれによって魚が増えたとか、例えば漁場を５年間寝かせました。結果、魚が増えなければ委員会指示は失敗なのです。やってみなければ分からない、では委員会指示はできない。自然は結果を出すが、結果を理論的に解明するのは難しい。

鈴木会長代理　水産庁からは、漁場を規制するためのデータを集めるのは非常に難しいし、ましてやこれだけ変化が激しい中にあっては、ある程度の中立性を保った人に入ってもらって話し合いを持ち、ある程度の方向性を決めるように、との指導があった。だから、最終的に漁業者がＯＫしないと駄目だと言うのなら、行政が話し合いの中に入って、どうすれば将来的に漁場として良いのか、水産振興のためになるのかの裁きをするべきだと私は思うが、その考えが根底から異なっているようだ。山形県の場合は結論が出ない話なので、もういいです。

飯塚委員　参考まで水産研究所では、保護海区にしたほうが良いだとか。そこまでする必要がないなど、どう考えているのか。

議長　調査結果は、網漁業が入って資源が壊されているかどうなのか。

本登所長　関係ない話かもしれないが、礁としては、きわめて意義のある、調査ができていると思う。礁が出っ張っていることによって湧昇流が発生し、海底にある栄養塩が巻き上がるので、礁としては有効です。ただそこに魚が付くかどうかは別として、プランクトンが湧く要素にはなっていると思う。

水研として、この礁が全く効果がない、という結果を出したほうがやり易いのか。

議長　こちらは真相を知りたいだけです。曳くと魚が減るのかを知りたい。

本登所長　今の状態では漁場としての効果が全くない。操業しても利益の出る漁場ではない、と結果をだす調査をするべきなのか。曳いたところで魚がいない。

議長　過去に曳いたことによって魚が減った、ということを因果関係づけられるのか。

本登所長　そこは、非常に難しいと思います。今の漁場で魚が減っている要因としては川からの栄養塩が減っている可能性が高い。そこも因果関係づけるのは非常に難しい。

議長　し尿処理が壊れたら良くなると思う。低栄養状態なので。

鈴木会長代理　藻の調査なども依頼した手前、自分の発言は撤回する。漁場は使えないということで結論をつけて良いと思う。使いたい人が使う漁場にすればいい。山形県は取り締まりができないのだから、ありのままで、どうなろうといい。

議長　報告事項なので今日はこの辺で。ただ１つ先ほどの話ですが、最上丸の予算も限られている。他の仕事もある中で、この明石礁の調査の意味はあると思うが、少し間隔を開けてもいいと思うが、委員の皆さんはどう思っているか。３年に一度とか項目を減らすなど。お金も掛かっていると思う。今最上丸で漁場、漁法、魚種などについて調べて欲しいという要望などが出ていたら紹介して欲しい。

槇研究員　底曳網協議会、漁業士会の連名で、シロエビの調査要望が出ている。最上丸で今月、網の入れ方などを国の研究所の水研機構と共同で試験をしている。

もう一つは、底曳網協議会さんから、沖合礁でのハタハタ漁場探索の要望を受けており、最上堆での調査を予定しています。

議長　アカラ(ハツメ)の漁場探索はどうなっていますか。

槇研究員　７月末、休漁期間中に沖合礁で、最上丸が定点を決めて底曳きで調査をしている。沖合礁で低利用魚であるアカラが毎年のように数百キロ単位で入っているが、現状では沖合礁で底曳きする漁業者は少なくなってきている。

議長　現在進行形の調査が２件あるということですね。明石礁の調査についてはある程度調査をしていただいたので、また変化があればそこに注目して議論していくが、間隔を少し開けて調査を行っていくのが自分の考えだが、もちろん皆さんが止めても良いという考えなら別だが、継続するなら４年に一度という考えもあるが、間隔を開けることに関して皆さんどうでしょうか。それについて、みなさんの御意見を聞きたい。自分の個人的な考えは４年に一度の調査で継続をしていくだが。

鈴木会長代理　継続しても次にどうするかが見えないのであれば、予算の無駄だと思う。

飯塚委員　継続が良いと思うが、自然環境はいつ変わるか分からないから、それなりに調査は必要だと思う。年に一度するのが調査だと思う。定期的な調査は必要だと思う。

齋藤委員　意味がよく分からない。10 数年調査をしてきて結論を出さないことにも釈然としない。要望書を出した（当人の）鈴木会長代理がやらなくても良いと言っているのであれば、やらなくても良いと思う。

議長　鈴木会長代理個人の要望ではなく、あくまでも漁青連の要望ですので。

齋藤委員　漁青連の代表として鈴木会長代理が出ている。鈴木会長代理がやらなくても良い、と言うのであれば止めても良いと私は思う。

和田委員　よく分かっていないが、継続的な調査は必要かと思う。年１回でなくとも４年に一度やったほうが良いと思う。

本間（優）委員　このような調査をしているのは、山形海区の他にどこかあるのでしょうか。

槇研究員　自分が知っている範囲では　天然礁の調査はない。

本間（優）委員　とすれば、今までのデータも貴重なものだと思うので、３年に１度定点観測をして、山形海域の流れを調べる術が他にないのであれば、意味を持つのではないのだろうか。

田代委員　原点は、明石礁はごち網、底曳きから壊されのではないのか、という考えで調査をして欲しい、というのが理由です。今現在、最上丸も新しくなり、カメラの性能が良くなったことで、壊れていないか、という問題に対しては、網も付いていない、藻も生えていることから、明石礁が壊されているのでないかという調査に関しては、壊れていないという結論を出して良いと思う。

タイがいなくなった問題に関しては、明石礁が壊されたことによりいなくなったの

とは違う。海水温の上昇なのか分からない。海の状態を見るための調査なら、２年から３年に一度の調査ならしても良いと思う。

議長　報告事項なので、色々な意見が出ましたが、私は何年かに一度の継続調査は、漁場の変化、自然の変化を見るために必要だと思う。

個人的には、今年は海藻は少し増えている気がしているのですが、海藻の減少は違うところに原因があると思っています。

時間も押してきましたので、次に進みます。

その他で、委員のほうから報告事項として何かありますか。無いようでしたら事務局から何かありますか。

事務局　ありません。

議長　では、本題の議事に移ります。

５　議　　事

【第１号議案】小型いか釣り漁業の公示について（諮問）　　≪資料１≫

議長　諮問案件ですので、水産振興課から説明お願いします。

加賀山課長　資料の１を御覧ください。諮問の本文を読み上げさせていただきます。

～諮問文読み上げ～

詳しくは、担当の伊藤から説明しますので、御審議よろしくお願いします。

伊藤漁業調整主査　こちらの諮問は、小型いか釣り漁業についての公示となります。資料１の裏面が制限措置の資料になります。小型いか釣り漁業許可について、許可期間中に１隻の新規許可の希望がありましたので、諮問するものです。現在、県内船の許可を持っている方は３隻となっております。この度、１隻追加となります。お手元の資料を御覧ください。制限措置については、期中の新規のため、現在の許可内容から変更になる部分は、ございません。また、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、希望隻数の１隻としております。

そして、（２）の申請すべき期間は、令和７年８月６日から令和７年８月８日までの３日間としております。申請期間については、山形県漁業調整規則の規定に基づき、原則一月以上とされておりますが、一月以上の申請期間を定めると、漁業の操業時期を失することとなり、当該漁業を営む者の経営に著しい影響を及ぼすと認められる事情がある場合は、例外が認められております。この度、すぐに操業したいとの要望があったため、申請期間を短縮しております。

なお、有効期間は、この漁業許可を受けているほかの方に合わせ、満了日は令和９年４月30日となります。その他の条件については、既に許可を受けている内容と同じになります。説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いします。

議長　ただ今の説明について、御質問、御意見等はありませんか。

飯塚委員　これは電気を点けない昼釣り、所謂反応釣りは操業しても良いのですよね。

伊藤漁業調整主査　構いません。

議長　他に御意見等はございませんか。それでは、この諮問内容について適当と認め、諮問に対する回答としてよろしいですか。

一同　異議なし

議長　それでは、適当と認めるとの回答とします。

【第２号議案】山形県資源管理方針の変更について（諮問）　　≪資料２≫

議長　これも諮問案件ですので、水産振興課から説明お願いします。

加賀山課長　資料の２になります。諮問文を読み上げます。

～諮問文読み上げ～

詳しくは、担当の阿部から説明します。

阿部技師　今回、令和７年９月から管理期間が始まる「べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）」について定めるため、山形県資源管理方針の変更案を諮問するものです。諮問文のあとのページに新旧対照表と、全体の溶け込み版の変更案は印刷しないで、方針の１から４ページ目までと新たに加わる（別紙１-11）のべにずわいがにに関する部分だけを印刷しております。なお、水産庁が指定している様式に基づき作成し、内容は水産庁の事前確認を受けたものです。

新旧対照表を御覧ください。冒頭の山形県資源管理方針の変更の部分では、現在の方針の年月日は令和７年６月 19 日となっております。この日付は前回の第 435 回委員会において、国の基本方針で「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」から「まさば及びごまさば対馬暖流系群」へと名称変更したことに伴い県の方針を変更することについて御審議いただき、承認の答申を受けて、農林水産大臣に変更承認申請を行って、大臣から承認された日付です。今回の変更後の日付も前回同様、本委員会での審議、委員会からの承認の答申、大臣への変更承認申請、大臣からの承認通知の流れで、通知文の日付がここに記載されることになるので、現段階では空欄となっています。

方針の本文の方の変更ですが、第１から第７までは変更ございません。本文最後の第８、個別の水産資源についての具体的な資源管理方針、こちらが変更になります各々の特定水産資源や水産資源についての具体的な資源管理方針は別紙として定めているので、今回新たに（別紙１-11）として「べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）」が加わるので、現在の方針では「別紙１-10　ぶり」となっている部分が「別

紙１-11　べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）」に変更となります。

なお、ここに定める特定水産資源の名称については、国の基本方針で定めている名称となります。

次に別紙１-11 について、このような方針でやるということを説明しているので御覧いただければと思いますが、一点だけ、最後の第５の「その他資源管理に関する重要事項」についてですが、べにずわいがににについてはまだらと同様「ステップアップ管理」を導入しているため、その旨を記載してあります。この「ステップアップ管理」と言うのは、最後にある参考資料のとおり、ステップ１～３があり、３年かけて段階的に他魚種と同様に採捕停止命令を伴うTAC管理を行うステップ３に移行します。今年の９月から管理期間が始まりますが、最初の１年間はステップ１でTAC報告の義務化の段階で、各県への具体的な配分数量は設定せず、漁獲をTACの内数として漁獲量報告の体制づくりをします。

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）の内数については、この後の議案３で御説明いたします。

なお、水産庁の方針変更の承認申請の締め切りが、８月 15 日となっていますので、本日の委員会で変更の承認をいただいたうえで続きを進めることになりますので、御審議のほどよろしくお願いします。

議長　ただ今の説明について、御質問、御意見等はありませんか。御意見等がないようですので、この内容妥当ということで返答したいと思いますが、よろしいでしょうか。

一同　異議なし

議長　特に御異議が無いようですので、そのように返答することにします。

【第３号議案】令和７管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）　**≪資料３≫**

議長　これにつきましても諮問案件ですので、最初に水産振興課から説明お願いします。

加賀山課長　資料の３を御覧ください。諮問文になります。

～諮問文読み上げ～

詳しく担当のほうから説明します。

阿部技師　諮問文の裏面を御覧ください。「べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）」に関する令和７管理年度における数量を定める案をお示ししております。先ほどの議案２で御説明したとおり、「べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）」は「ステップアップ管理」となっており、べにずわいがに知事許可漁業が対象とするすべての水域に含まれる、青森県から兵庫県までの１府８県における系群全体の漁獲可能量は6,254 トンであり、本県に定められた都道府県別漁獲可能量「6,254 トンの内数」と通知がきております。そこで知事管理区分に配分する数量は、「山形県べにずわいがに漁

業」で「6,254 トンの内数」と定める案とさせていただいております。

6,254 トンは、2025 年漁期の生物学的漁獲可能量（ABC）で、その数量を TAC としていることなど、べにずわいがにに関する参考資料を添付しておきました。

なお、この知事管理漁獲可能量設定についても、議題２山形県資源管理方針と同様、本日の委員会で漁獲可能量設定の承認をいただいたうえで、水産庁への承認申請等の手続きを進めることになりますので、御審議のほどよろしくお願いします。簡単ですが、第３号議案の私からの説明は以上です。

議長　ただ今の説明について、御質問、御意見等はありませんか。

田代委員　この 6,254 トンは、漁をしている人達のすり合わせのうえ、山形県に来た数量でしょうか。

阿部技師　山形県も含めた１府８県全体の数字です。次の段階に行くと県の数字が出ます。

齋藤委員　一つ質問ですが、山形県では一隻しかいないが、毎年どのくらいのトン数を獲っていますか。漁協で把握していますか。

安藤部長　把握はしているが、手持ち資料がなく答えられない。報告は受けている。

議長　ちなみに昨年あたりは大体の概数かわかりますか。きっと少ないですよね。

阿部技師　この系群の中でも少ないです。当然西のほうが多くなります。

議長　山形県は過去に多くても３トンくらいでしょうか。昔３隻いましたが減ったり増えたりしている。結構入れ替わりの激しい漁業種です。懐かしいところでは昭和の時代に鳥海丸という船もありましたね。

槇研究員　令和５年のデータで 409 トンです。

飯塚委員　漁協に対する報告ですよね。その辺は、信用するしかないが。新規参入したい場合、そのトン数は変わらないわけですか。

阿部技師　おそらく各府県への配分は過去の実績を参考にして配分されます。

飯塚委員　新規参入も可能ですね。許可的にどうですか。

議長　不可能ではないです。

飯塚委員　申請があれば可能ですね。だが(１隻)増えれば、(１隻当たりの)量は半分になりますね。

議長　１隻増えると配分が倍になるわけではない。枠を消化していけばだんだん評価されて増えていく可能性はあるが。

他に御意見等はございませんか。それでは、この諮問内容について適当と認めてよろしいでしょうか。

一同　異議なし

議長　それでは、御異議が無いようですので、第３号議案については、この諮問内容を適当と認める答申を県に提出したいと思います。

【第４号議案】新潟・山形・秋田３海区連絡協議会の提出議題について
（新潟、秋田両海区からの照会事項への回答）　**≪資料４≫**

議長　次に第４号議案に移ります。これは事務局から説明をお願いします。

事務局　今日お配りした資料４－２を御覧ください。昨日当番県である新潟海区からメールで資料が来ましたので、そちらで説明します。８月７日に村上駅前の会場で開催されることになった、新潟・山形・秋田３海区連絡協議会で提案事項(照会事項)の意見交換の場があるが、山形海区からは前回の委員会で承認いただいた、「火光釣りの現状と課題について」を、当番海区である新潟海区事務局に提出したところです。それに対し秋田、新潟の回答が裏面に書いてありますが、要するに両県の火光釣りには規制がない、という回答でした。

一方、新潟、秋田の照会事項について回答する必要があります。それが事前配布した資料になります。締め切りがあり既に当番海区である新潟海区には提出しましたが、これについて委員の皆様から、ここは違うのではないかと言った修正すべき点や、こういうのも紹介してはどうか、といった追加事項などの御意見を伺って連絡協議会に臨みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

具体的には新潟海区から新規就業者に対する担い手の確保、その後の地域や行政の取組について、山形県の回答として資料のとおり提出しました。

秋田海区からは「Ｂ級魚の利活用について」、Ｂ級魚とは未利用魚や低利用魚のことのようですが、山形県の回答として裏面に書いてあるとおり提出しました。

議長　新潟海区への回答から進めます。事務局と私とで打ち合わせの時に反対もなく、といった話があったが、実際は新規就業者に対する、条件付きの賛成でした。新規就業者に対し無条件での参入ではないことから、若干変更してあります。私も全て知っていることではないので、この回答を見ていただき、御意見なり、情報提供をお願いしたい。

私が理解しているところでは、遊漁がらみ以外はスムーズに組合員として認めてい

るのではないかと思います。遊漁がらみに関しては何年か様子を見てからにして欲しいとか、ルールを守ってくれるのであれば組合員としていいですよ、という動きが酒田地区を中心にあるということを聞いている。

もしこれ以外に事例、障害などがあれば情報提供をお願いしたい。

田代委員　先生になる人は選んだほうが良いのではないか、という意見がある。逆に本当に一生懸命にやっている人のために、ある程度あの人につけば大丈夫という信用があればスムーズにいくのではないかという意見があった。

議長　私も新規就業者２人と話をしたが、縄でやるというので狙う魚種は、と聞いたところ、マグロ１本で行きたいと言っていた。無尽蔵に獲れるのであればいいけれど他の魚種も考えたほうが良いと助言しておきました。誰につくのかで違ってくるのかも当日補足したいと思います。

秋田海区の照会事項です。こちらも難しい話ですが、未利用魚、もしくは低利用魚について、こちらからはワニエソなどを提供した。ほかに情報等ありましたらお願いします。

田代委員　タイの小さいのを焼き干した出汁も作っていましたよね。

齋藤委員　今は全国でやっている。

田代委員　先駆けということでどうだろうか。

議長　どのくらいの大きさですか。

和田委員　タイ子の出荷できるサイズ決まっている。底曳きで出荷できなかったタイを焼き干しして、粉砕し出汁として売っています。

議長　下処理として鱗などは取りますか。

和田委員　鱗は取りません。取るのは、はらわたと目の玉です。

議長　ちなみにどこで買えますか。

和田委員　道の駅、鶴岡の物産館、生協などで買えます。

議長　見たことがなかったので、見るようにします。

和田委員　その出汁を使って、タイ出汁みそや、醤油、タイ出汁うどんなど、タイの出汁を使ったものも商品化している。

議長　他にもそういった事例はありませんか。

槇研究員　ワニエソについて研究所から参考まで。海と日本プロジェクトと連携して庄内でもワニエソ出汁のキャンペーンを組んでいます。今参加店の募集などもしていて、研究所でも材料集めに刺し網やごち網で集めているが、今年はそんなに多くはないなどの話は聞いているが、材料集めなどで協力している。

議長　ノロゲンゲなどの干物があると聞いたことがあるが。

田代委員　鼠ヶ関で作っている。新潟では有名です。

議長　酒田ではほとんど店頭には並ばない。実際は未利用魚で、獲れても水揚げできず浜まで持ってこない魚ですね。

和田委員　ノロゲンゲは水産研究所で魚醤を作っていますね。ノロゲンゲ、クロゲンゲ、アゴゲンゲを使って作っていると聞いたことがある。

槇研究員　そうです。エビ曳きで多く入ります。ノロゲンゲ、クロゲンゲ。アゴゲンゲは少し大型のゲンゲになるが、それらを使った魚醤を開発もしている。

和田委員　イタリアンレストランなどではゲンゲの魚醤が使いやすいと聞いています。

議長　要するにゲンゲのしょっつるみたいなもの。作り方は一緒なのでしょうか。

和田委員　同じだと思います。

議長　ノロゲンゲ以外のクロゲンゲ、アゴゲンゲはどういった魚なのか。

槇研究員　クロゲンゲ、アゴゲンゲは見た目は少し黒っぽく海底に張り付いています。大きさはクロゲンゲはノロゲンゲと同じくらい。アゴゲンゲは大型で大きくなると40センチ位、それ以上になることもある。

議長　これ以外に実例はないですね。前から秋田県、新潟県で、使われている魚が山形県では未利用魚になっている魚が大変多く、非常に残念に思っている。もっと山形県でも食べていいと思っている。山形県は秋田県や新潟県より貪欲ではない気がする。

　よく言われるのが、６月の沖ギスは秋田県、新潟県ではよく食べられているが、山形県では春の沖ギスは食べないので残念に思っている。卵も入っていて脂ものっている。食べれば美味しいので売れると思う。他県で売れているので山形県でも食べて欲しいと思っている。

そ の 他

議長　(私は)今までは全漁調連の山形県代表だったのですが、今年と来年は理事になりました。その関係で今までは、全漁調連の会議しか出なかったのですが、理事になったので東京出張が増えました。先日も水産庁との意見交換に行ってきました。7月23日に全漁調連の理事会があり、要望活動の要望事項をめぐって水産庁の担当者と理事会メンバーの理事と幹事も含め 11 名の理事会でした。その中で少しケンカみたいになりました。というのは、太平洋クロマグロの規制について、ある県の代表の方が水産庁に対し苦情を言いました。太平洋クロマグロは10年間規制した。その結果当初設定した目標値を達成することができた。当初達成した目標よりも高い目標値を達成することができた。これを聞くと普通は良かったと思うが、某県の考えは違った。それは水産庁が計算を間違えたからだ。もっと規制を緩めても 10 年分の目標は達成できた。規制が強過ぎたから10年分以上の目標を達成してしまった。それは漁業者に不利益を与えた。混乱を与えた。その失敗を反省して、謝罪しろと言った。

私は少し頭にきた。全漁調連の会長も諫めることもなく、水産庁にいかがですか、と持っていこうとしたので、待ってくれと話を止めた。獲っても増える魚はある。規制しても減る魚はいる。マグロも獲ったから減った。獲らなかったら増えたというような単純な問題ではない。いろいろな要素が絡んでいる。どういったものが影響を与えているか分析してより良い計画を立てることが必要だ。結果、増えたから規制のし過ぎというのはおかしいのではないか。資源管理が間違っているのではないかと、つい言ってしまったのだが、こういうことを言う人間が全漁調連の重要な会議である理事会に出てくる。推薦で理事が出るのではなく、輪番で廻ってくるので、仕方ないことだが、それで良いのかと思いました。

同じ太平洋クロマグロの問題でマグロが増えすぎて困っている。刺し網にも入ってくる。刺し網に入ったものは死んでしまうので捨てている。何とかして欲しいという意見も出てきた。さすがに水産庁からも言われていた。それは漁獲として揚げてください。そして報告してください。捨ててはいけない。量の枠を超えて入ってしまったものはしょうがない。生きていても死んでいても、再放流になる。漁獲枠があるうちに捨てるのであれば違反だし海洋不法投棄になると言われていました。

全国から11名の一応選抜メンバーでなければいけないはずの、各都道府県の代表が出てきています。こういうことが会話として平気で出てきている。申し訳ないが全漁調連の質が低すぎる。物を知らない人が堂々と出てきて間違って話している。こんなことで資源管理ができるのだろうか。

理事会に初めて出て正直がっかりしました。理事の候補も当番制や輪番制とかではなく本当にやる気のある方を出したほうが良いと思った。

まずは御報告としますが、日本の資源管理は世界的に離されている。資源管理は日本だけが失敗している。特にヨーロッパは非常に厳しい資源管理のもと成果を上げている。世界の漁獲高は緩い右肩上がり、日本だけが極端な右肩下がり方をしている。資源管理に関しては各国に比べると後進国になっている。

外国の場合、行政と漁業者と学者が三位一体となってやっている。禁漁期間にしろ、

魚の様子を見てやっている。魚の様子を見て、今日から解禁など。どうやって魚の様子を見るのか。底曳きなら、底曳きの船に乗り、日本でいう水産庁と漁業者と学者が一緒に乗り、試験操業をして今年はまだです、今年は再開する、と決めている。カレンダー通りではない。だから資源は守られているのだと思う。漁業者も学者も行政も苦労している。そもそも行政の人間が北大西洋の荒波の中、船に乗って行く。船酔いしたら務まらない。

今の日本からすると、全ての外国が先進国なんじゃないかと思えて残念です。さっき言ったように漁業者と行政と学者先生方の３者が現場に出て海の様子を見ながら規制する、というようなことができれば良いなと思います。

山形県にとってはなかなかむずかしいことだとは思いますが、科学的データを３者が一体となって突き詰めていくことが大事だと思った。また全漁調連の在り方について問題も感じました。初めての理事会でしたがそのようなことを感じました。

皆さんの方から、その他で何かありますか。

鈴木委員　報告事項ではないが今の話を聞いていて、水産庁の考えと会長の考えがそのまま明石礁の問題として聞こえてくる。意見です。返答はいりません。

齋藤委員　一番最初に報告事項で出た火光釣りの件ですが、随分前から聞き取りをしていますが、いつまでに結論を出すつもりですか。明石礁のように結論を引き延ばすのはどうなのかと思うので、いつまでに結論を出すのか考えを聞きたい。

議長　タイムスケジュール出てましたよね。

伊藤書記　委員会指示が１年更新なので、次回の 10 月の海区で報告したい。

議長　新年度の委員会指示に間に合わせるという、タイムスケジュールで動いています。来年度から反映する予定でいます。

齋藤委員　来年度までに結論を出すということですね。

伊藤書記　この委員会指示は期間が１月からなので、来年の１月に新たな指示が発動されるよう、10 月の委員会で聞き取り結果を報告し、その次の委員会で発動を決議してもらうようなスケジュールを予定しています。

齋藤委員　年内に結論を出すということですね。分かりました。

飯塚委員　聞き取り調査はあと何回ぐらいやるのか。

伊藤書記　２回ほど予定しています。

議長　全く白紙の状態で出すのか、それとも事務局である程度の素案を提示するのか。

伊藤書記　素案を提示したいと思っています。

議長　それは５トン以上(の船)の操業区域やトン数などを考えているのか。

伊藤書記　はい。トン数としては個人的には 20 トン未満と考えている。

議長　12 月の委員会で県公報の登載には間に合うのか。

伊藤書記　12 月の初めであれば間に合います。

議長　その他委員の皆様から何かありますか。無ければ事務局から何かありますか。

事務局　事務局から２つ。一つ目は本日お配りした要望事項に関する資料に関してですが、全漁調連日本海ブロックの会議が 10 月下旬に開催されます。そこでは各海区から提案された要望事項について協議し、取りまとめて日本海ブロックとして全漁調連に揚げることになります。委員の皆様には、昨年山形海区から提案した要望事項、３件ありいずれも継続要望ですが、それをお配りしたのでそれに対する修正等の御意見やあるいは全くの新規要望がございましたら提案していただきたいのです。各海区からの日本海ブロック事務局への提出期限は９月 12 日になっており、次回の委員会には間に合わないので、８月中に御意見等を伺う文書を事務局からお届けしますのでよろしくお願いします。

二つ目は、次回の委員会の日程ですが、「10 月 7 日火曜日の午後１時半から」としたいのですが、皆様の御都合はいかがでしょうか。

議長　特に予定が入っている方もいらっしゃらないようなので、次回は「10 月７日火曜日、午後１時半から」ということで、皆様予定しておいていただければと思います。

さらに、次々回の委員会開催予定も考えておきたいのですが、火光釣りの委員会指示の公報登載のこともあるので、12 月の初めあるいは 11 月の下旬としたいのですが、皆様どうでしょうか。　12 月２日が火曜日ですので仮予約という形にしたいのですが、よろしいでしょうか。特に異論がないようですので、次々回の委員会は 12 月２日を仮予約ということでよろしくお願いします。

閉会

議長　それでは第 436 回山形海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、暑い中御出席いただき、また迅速な御審議に御協力いただきましてありがとうございました。

上記のとおり第436回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、
相違ないことを証明するため記名押印する。

令和７年８月５日

山形海区漁業調整委員会

会　　長　　加藤　　栄

委　　員　　和田　光子

委　　員　　齋藤　　守